

令和3年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会設置要綱

(設置の目的)

第1条 令和3年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)
第7条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、補助金交付申請書及び補助事業遂行状況報告書の内容を審査するため令和3年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 審査会は、別表第1に掲げる審査委員(以下「委員」)をもって構成する。
2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
4 会長が欠席したときは、あらかじめ会長が指定した者が、その職務を代理するものとする。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし初回の審査会は、高知県土木部土木政策課長が招集する。
2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 あらかじめ委員が当該委員の代理人を指名し、委員の代理出席があった場合については、当該委員が出席したものとみなす。
5 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者をオブザーバー(複数名の場合あり)として、審査会の会議に出席を求め、意見を聞くことができる。
6 審査会の議事のうち、会長が軽易なものとして認めた事項については、書面により委員から意見を徴し、これを取りまとめることによって審査会に代えることができる。

(所管)

第4条 審査会は、令和3年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金の交付申請に係る申請内容、若しくは、遂行状況報告に係る内容及び補助事業継続の適否等について審査するものとする。

(守秘義務)

第5条 会長及び委員並びにオブザーバーは、審査会を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 審査会の事務局は、高知県土木部土木政策課とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

(別表第1)

令和3年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金審査会
審査委員

No.	所属	備考
1	高知県公立大学法人高知工科大学	
2	公益社団法人高知県建設技術公社	
3	高知県土木部土木政策課	
4	高知県土木部技術管理課	
5	高知県商工労働部産業創造課	
6	高知県商工労働部経営支援課	